

令和7年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業実施要領

1 事業の目的

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第2条に規定する困難な問題を抱える女性並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（以下「困難な問題を抱える女性等」という。）への支援の充実を図るため、専門的又は先駆的な取り組みを実施している市町村及び民間団体（以下「団体」という。）の活動を支援することを目的とする。

2 事業の対象者

事業の対象者は、市町村及び次の要件をすべて満たしている団体であること。

- （1）県内を主な拠点として活動している困難な問題を抱える女性等への支援活動を行っている団体（法人格の有無は問わない）であること。
- （2）申請日から、過去1年以上の活動実績を有し、今後も活動が期待できる団体であること。
- （3）補助金を交付することにより、現在実施している困難な問題を抱える女性等への支援活動が更に充実する見込みがある団体又は現在の支援活動を維持しつつ、新たな支援活動が展開できる見込みがある団体であること。
- （4）一定の規約等を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること。
- （5）明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- （6）政治上の主義若しくは施策、又は宗教上の教義を推進し、支持し、又はこれに反する活動を行っていないこと。

3 選考方法等

4（1）から（5）の事業について企画を提案していただき、選考委員会において、書類審査により選考を行い、事業に要する経費を助成する。

4 事業内容

（1）ステップハウス等運営事業（実施主体 民間団体）

一時保護所退所後等において、自立できるまでの間支援するため、困難な問題を抱える女性等やその同伴する児童等に住居を提供するとともに、カウンセリング、生活支援等を実施する。

ア ステップハウス等の設備は、居室は世帯ごとに入居することとし、風呂、便所、台所等生活に必要な設備を有していること。

イ ステップハウス等は、団体事務局所在地とは別でなければならない。

ウ 必要に応じ、関係機関と連携を図り、困難な問題を抱える女性等の支援が円滑かつ効果的に実施するように努めること。

エ ステップハウス等は、必要に応じ借り上げるなど、困難な問題を抱える女性

等の入居が長期的に見込めない場合は、契約を解除する等、経費の節減に努めること。

オ 困難な問題を抱える女性等の自立に向けたカウンセリングや相談を行える体制を整備すること。

カ 緊急の場合において、夜間を含め、関係機関との連絡が常にとれる体制を整備すること。

キ この事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年3月末日までとする。

(2) 心のケア・グループワーク事業（実施主体 民間団体）

困難な問題を抱える女性等やその同伴する児童の自立に向けたカウンセリングや心理的ケアを効果的に行うため、ファシリテーターによるグループワークを両者に対して並行し継続的に行うなど回復に必要な支援を実施する。

この事業は定期的を実施することとし、令和7年度においては、3回以上開催すること。

また、その内、2回以上は親と子が一緒に参加できるようにすること。

(3) 親子交流セラピー事業（実施主体 民間団体）

危害を受ける恐れがなくなった困難な問題を抱える女性等に対し、様々な体験活動の中で、親子間のふれあいや、交流・情報交換を通じて、困難な問題を抱える女性等やその同伴する児童の心理的ケアを行い、困難な問題を抱える女性等の自立の促進や子どもの世代間連鎖の防止に向けた支援を実施する。

(4) 困難な問題を抱える女性等自立支援市町村広域連携等提案事業

（実施主体 市町村）

困難な問題を抱える女性等の自立支援のため、市町村が民間団体との連携等により、又は、市町村の広域連携により、緊急避難場所の確保や退所後の自立支援等の取組を実施する。

(5) 民間団体提案事業（実施主体 民間団体）

(1) から (4) のほか、民間団体が困難な問題を抱える女性等への支援のために行う次に掲げる効果的な取組に対して、支援を実施する。

①訪問及び巡回等のアウトリーチ支援

②居場所の提供

③支援者のスキルアップ研修の開催

④受講費用助成（DV加害者更生プログラム支援者養成研修等）

⑤その他、困難な問題を抱える女性等への支援に効果的な取組

5 事業の実施要件

事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 同一の取組に対し、国、地方公共団体及び他の民間団体からの補助を受けていないこと。

(2) 営利を目的としていないこと。

(3) 補助事業の金銭の出納等は、団体の運営費や他事業と明確に区別して実施し、金

銭の出納等に関する証拠書類を作成及び保存すること。

(4) 困難な問題を抱える女性等の安全確保を最優先とすることとし、困難な問題を抱える女性等のプライバシーの保護に努めるとともに、相談等に係る内容の機密保持に留意すること。

(5) 事業実施時の事故対策として、傷害保険等をつけること。

(6) 参加者のニーズ把握や実施の効果等の評価を行うこと。

6 補助基準額と補助対象経費

補助金の対象となる経費は、本事業の実施に要する経費とする。

ただし、参加料などを徴収している場合は、補助対象経費から控除すること。

(1) 補助対象となる経費

事業名	区分	内容	補助金の額
ステップハウス等運営事業	報償費	困難な問題を抱える女性等入居時の心理カウンセラー・弁護士等謝金等	30万円を限度に知事が定める額
	旅費	同行支援者の交通費、心理カウンセラー旅費等	
	役務費	保管料（困難な問題を抱える女性等のためのストックハウス）、保険料（損害保険料、火災保険料）、通信運搬費（切手代、電話料）等	
	需用費	事務用消耗品（防犯機器（携帯防犯ブザー）、文具）、コピー代、燃料費（同行支援のための自動車燃料代）等	
	使用料及び賃借料	困難な問題を抱える女性等が入居するために必要な住居の家賃・共益費、一時的な経費（敷金を除く）、防犯のための道具（防犯カメラ等）のリース代 等	
心のケア・グループワーク事業	委託料	警備委託等	30万円を限度に知事が定める額
	報償費	講師・実習指導者謝金、一時保育料等	
	旅費	講師等旅費、宿泊費、事業実施に直接必要なボランティアスタッフの旅費等	
	役務費	資料送付や材料運搬等の切手代、損害保険料等	
	需用費	事務用消耗品（文具）、コピー代、資料代、食糧費（講師等長時間拘束する場合などやむを得ない場合の飲食代（1人1食につき1,000円程度））等	
親子交流セラピー事業	使用料及び賃借料	会場使用料、器具賃借料等	30万円を限度に知事が定める額
	報償費	講師・実習指導者謝金、一時保育料等	
	旅費	講師等旅費、講師等宿泊費、実地調査旅費、事業実施に直接必要なボランティアやアルバイトスタッフの旅費等	
	役務費	資料送付や材料運搬等の切手代、損害保険料等	
	需用費	事務用消耗品（文具）、コピー代、資料代、食糧費（講師等長時間拘束する場合などやむを得ない場合の飲食代（1人1食につき1,000円程度））、事業上（キャンプ・調理実習等）の必然性がある場合の材料費等	
	使用料及び賃借料	会場使用料、器具賃借料等	
	賃金	事業実施に直接必要なアルバイト代等	

困難な問題を抱える女性等自立支援市町村広域連携等提案事業	報償費	困難な問題を抱える女性等避難時の心理カウンセラー・弁護士等謝金等	30万円を限度に知事が定める額（千円未満切捨て）。ただし、補助金の額は当該事業に必要な経費のうちこの補助金の対象となる経費の1/2以内とする。
	旅費	同行支援者の交通費、心理カウンセラー旅費等	
	役務費	通信運搬費（切手代、電話料）等	
	需用費	事務用消耗品（防犯機器（携帯防犯ブザー）、文具等）、コピー代、燃料費（同行支援のための自動車燃料代）等	
	使用料及び賃借料	困難な問題を抱える女性等が避難するために必要な経費（有料道路使用料、駐車場使用料等）、家屋等の賃借料等	
	委託料	困難な問題を抱える女性等の一時保護委託料等	
民間団体提案事業	報償費	講師・実習指導者謝金、一時保育料等	30万円を限度に知事が定める額
	旅費	講師等旅費、講師等宿泊費、実地調査旅費、事業実施に直接必要なボランティアやアルバイトスタッフの旅費等	
	役務費	資料送付や材料運搬等の切手代、損害保険料等	
	需用費	事務用消耗品（文具）、コピー代、資料代 講師等長時間拘束する場合などやむを得ない場合の飲食代（1人1食につき1,000円程度）、事業上（キャンプ・調理実習等）の必然性がある場合の材料費等	
	使用料及び賃借料	会場使用料、器具賃借料等	
	賃金	事業実施に直接必要なアルバイト代等	
	負担金	研修の受講費用に係るものに限る	

（2）なお、次に掲げる費用については、対象としない。

- ア 経常経費（団体等の内部の人件費や運営費）
- イ 新聞、雑誌等への広告料
- ウ 団体等の構成員に対して支払う賃金及び報償費
- エ 個人に直接金銭給付を行い、又は飲食費等個人の消費に帰するもの
- オ 他の補助金の対象事業となっているもの
- カ 施設整備（建物を建設したり改修したりすること）を目的とするもの
- キ 現に恒常的に対価を得てサービスを提供するもの

7 補助金の交付手続等

- (1) 補助金の交付は、精算払により行うものとする。
- (2) 補助金の交付手続は次のとおりとする。
 - ア 事業開始前
補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書、団体概要等の提出
 - イ 事業終了後
実績報告書、事業実施報告書、収支決算書等の提出
- (3) 補助金の交付には、全ての補助対象経費について、支出したことを証明する団体宛ての領収書等（コピー可）を添付すること。

8 交付の条件

- (1) 補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）や書類の記載事項等について変更を加える場合においては、あらかじめ承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従うこと。
- (4) 補助金の返還を命じられたときは、徳島県補助金交付規則第15条の2の規定に従うこと。
- (5) 金銭の出納に関する証拠書類は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

9 申請の方法

- (1) 申請書類
「7 補助金の交付手続等」中「(2) ア 事業開始前」に掲げる申請書類により申請すること。
1 団体から複数事業を申請する場合は、事業内容に重複がないよう明確に区別し、申請書（様式第1号）の空白部分に優先順位を記載すること。
- (2) 提出先
〒770-8570
徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県こども未来部男女参画・青少年課 男女共同参画担当
電話番号 088-621-2203
メールアドレス danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp
- (3) 提出方法
持参、郵送又は電子メールへのファイル添付によるものとする。

10 受付日時

令和7年7月8日（火）から8月14日（木）まで
平日午前8時30分から午後5時15分までの間
なお、郵送の場合は8月14日（木）必着とする。

1 1 選考方法

選考委員会において、書類審査により、選考を行う。

(1) 選考数

4 (1) ～ (5) による事業毎に、1 ～ 6 程度の団体等を選考する。

(2) 選考結果の通知

申請書を提出した全ての団体に結果を通知する。

1 2 選考委員会

(1) 開催日時

令和7年8月(予定)

(2) 開催場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁内会議室(予定)

1 3 留意事項

(1) 申請書類に記載された情報は、選考を行う作業に必要な範囲においてのみ使用する。

(2) 選考された場合は、団体等の名称、取組内容等を公表することを了承の上、申請すること。

(3) 事業遂行中、必要に応じ事業内容等について報告を求めることがある。

(4) 事業チラシなどには、参加者の安全等に十分配慮した上で、可能な限り「令和7年度徳島県困難な問題を抱える女性等への支援サポート事業」と記載すること。

(5) 参加者から費用を徴収する場合は、材料費等の実費程度に限り可能とするが、過重な負担とならないよう留意すること。

(6) 当該事業の申請に要する経費は申請者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

1 4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は個別に定めるものとする。